

議案第 39 号

大口町まちづくり活動促進委員会設置条例の一部改正について

大口町まちづくり活動促進委員会設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 30 年 3 月 30 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、組織機構の見直しにより課名を変更することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。



## 大口町まちづくり活動促進委員会設置条例の一部を改正する条例

大口町まちづくり活動促進委員会設置条例（平成29年大口町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条中「地域協働部地域振興課」を「地域協働部地域協働課」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大口町まちづくり活動促進委員会設置条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>地域協働部地域協働課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>地域協働部地域振興課</u>において処理する。</p>